

監 第2911号

平成31年 3月20日

(株) マキタ創建

牧田 雅之 様

新潟県知事 花 角 英 世



特定 建設業の許可について (通知)

平成 3 1 年 2 月 2 7 日 付 け で 申 請 の あ っ た 特 定 建 設 業 に つ い て は、
建 設 業 法 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 下 記 の と お り 許 可 し た の で、
通 知 す る。

記

許 可 番 号	新 潟 県 知 事 許 可 (特 - 3 1) 第 1 0 8 7 4 号
許 可 の 有 効 期 間	平 成 3 1 年 4 月 2 日 か ら 平 成 3 6 年 4 月 1 日 ま で
建 設 業 の 種 類	

土 木 工 事 業
石 工 事 業
舗 装 工 事 業
塗 装 工 事 業
解 体 工 事 業

と び ・ 土 工 工 事 業
鋼 構 造 物 工 事 業
し ゅ ん せ つ 工 事 業
水 道 施 設 工 事 業

注) 許 可 の 更 新 申 請 を 行 う 場 合 の 書 類 提 出 期 限 ; 平 成 3 6 年 3 月 2 日
(こ の 日 が 行 政 庁 の 休 日 に 該 当 す る 場 合 は、 直 後 の 開 庁 日)

監 第2553号

令和 3年11月 2日

(株) マキタ創建

牧田 雅之 様

新潟県知事 花 角 英 世



特定 建設業の許可について (通知)

令和 3年 10月 13日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号 新潟県知事 許可(特一 3) 第 10874 号
許可の有効期間 令和 3年11月 2日から 令和 8年11月 1日まで
建設業の種類

建築工事業
左官工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
板金工事業
防水工事業
熱絶縁工事業

大工工事業
屋根工事業
鉄筋工事業
ガラス工事業
内装仕上工事業
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 8年10月 2日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)